

『信用保証協会』と『信用保証会社』

本来の保証の在り方を考える

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-17-10-404 ・ 501

TEL 03-3581-3912 FAX 03-3593-0394

椎名麻紗枝法律事務所気付

主催『銀行の貸し手責任を問う会』

事務局長 弁護士 椎名麻紗枝

E-mail kasitese@io.ocn.ne.jp

拝啓 皆様いかがお過ごしでしょうか。

『信用保証協会』『信用保証会社』皆さんがよくご存知なのは、どちらでしょうか。

会社経営などをしておられると、運転資金の借入れなどで利用されるのは『保証協会』です。個人・銀行の借入れの際には、通常、身内・親戚の人に迷惑をかけるのを避けて、『保証会社』（銀行の子会社）に高い保証料を支払っておられると思います。問題なのは、この『信用保証協会』『信用保証会社』が、債務者の返済が出来なくなったばあい、債務者の債務を肩代わりしても、

肩代わりした分と、その遅延損害金も含め、連帯保証人に一括返済を求めてくることです。

『保証協会』『保証会社』は何のためにあるのでしょうか。あらためて『保証協会』『保証会社』を考える勉強会を開催したいと考えます。

是非ご参加いただけますよう、どうぞ宜しくお願いいたします。

敬具

記

報告者 銀行の貸し手責任を問う会事務局長

弁護士 椎名麻紗枝

2017年10月28日(土)PM1時30分～PM3時30分まで

会場 中央大学駿河台記念館430号室

東京都千代田区神田駿河台3-11-5(お茶ノ水駅) 参加費500円

TEL 03-3292-3111